

入札説明書（電子入札用競争入札参加者心得）

第1章 総則

（趣 旨）

第1条 この心得は、武蔵村山市（以下「市」という。）が発注する工事の請負、製造の請負、物品の買入れ・賃貸借、設計・調査・測量その他の業務委託契約において、市が東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける電子入札サービス（以下「電子入札サービス」という。）を用いて行う一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者が守らなければならない事項を定めるものとする。

第2章 入札執行

（資格確認及び指名の取消）

第2条 一般競争入札に参加する資格を得た者又は指名競争入札の参加者の指名を受けた者（以下「入札参加者」という。）は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちに届け出なければならない。

2 前項に該当した者に対して行った一般競争入札の参加資格又は指名競争入札の参加者の指名は、市において特別の理由があるときを除くほか、これを取り消す。

第3条 入札参加者が次の各号のいずれかに該当するとき、又はこれに該当する者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用したときは、当該参加資格又は指名を取り消す。

- (1) 武蔵村山市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（昭和51年5月15日市長決裁）に定める措置要件に該当するとき。
- (2) 武蔵村山市契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年武蔵村山市訓令（甲）第7号）の措置要件に該当するとき。
- (3) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正な行為をしたとき。
- (4) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (5) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (6) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げたとき。
- (7) 正当な理由がなく契約を履行しなかったとき。
- (8) 前各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

第4条 入札参加者について、経営、資産又は信用の状況の変動により、契約の履行がなされないおそれがあると認められる事態が発生したときは、当該参加資格又は指名を取り消すことができる。

(入札保証金)

第5条 入札参加者は、その見積金額（単価による入札にあつては、見積単価に予定数量を乗じて得た額とする。）の100分の3以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を納付しないことができる。

- (1) 入札参加者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 公告、一般競争入札参加資格確認の結果通知（以下「結果通知」という。）又は指名競争入札の参加者の指名の通知（以下「指名通知」という。）において、入札保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

(入札保証金の納付に代わる担保)

第6条 前条の規定による入札保証金の納付は、次の表の左欄に掲げる担保（以下「代用担保」という。）の提供によりこれに代えることができる。この場合において、当該担保の価値は、同表の左欄に掲げる担保の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に定めるところによる。

担保の種類	担保の価値	備考
国債	政府ニ納ムヘキ保証金其ノ他ノ担保ニ充用スル国債ノ価格ニ関スル件（明治41年勅令第287号）の例による金額	当該担保が記名証券であるときは、売却承諾書及び白紙委任状を提出すること。
地方債		
銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券（以下「金融債」という。）	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額）の8割に相当する金額	
出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、又は支払保証をした小切手	小切手金額	
銀行等に対する定期預金債権	当該債権証書に記載された債権金額	当該債権に質権を設定させ、当該債権に係る債務者である銀行等の承諾を証する確定日付のある書面を提出すること。
銀行等の支払保証	その保証する金額	

(入札保証保険証券の提出)

第7条 入札参加者は、第5条第1号に規定する市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したことにより入札保証金の全部又は一部を納付しないこととする場合においては、当該入札保証保険契約に係る保険証券を入札締切日時までに契約担当者に直接持参するか、又は郵便等で提出しなければならない。

(入札保証金等の納付方法)

第8条 入札保証金は、市の発行する入札保証金納付書により、結果通知又は指名通知において指示する金銭出納員に納付しなければならない。

- 2 入札保証金を納付したときは、入札保証金領収書を入札締切日時までに契約担当者に直接持参するか、又は郵便等で提出しなければならない。
- 3 前2項の規定は、入札保証金の納付に代えて有価証券を担保として提供する場合について準用する。

(入札の基本的事項)

第9条 入札参加者は、この心得、一般競争入札の公告又は指名通知の記載事項、契約書案及び仕様書(図面及び内訳書を含む。以下同じ。)等を熟知し検討の上、入札しなければならない。

- 2 仕様書に誤記又は脱落があった場合において、当該誤記又は脱落が提示された書面等の相互の関係により明白であるときは、落札者は、その誤記又は脱落を理由として契約の締結を拒み、又は契約金額の増額を請求することができない。
- 3 第1項の入札は、総価により行わなければならない。ただし、結果通知又は指名通知に係る発注案件情報において推定総価又は単価によるべきことを指示した場合においては、その指示するところによる。

(入札の辞退等)

第10条 入札参加者は、入札書を提出するときまで、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 入札を辞退するときは、入札締切日時の前までに、電子入札サービスにより辞退届を提出するものとする。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第11条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- 4 入札参加者は、入札前に他の入札参加者をさぐる行為をしてはならない。
- 5 入札参加者は、市が実施する公正な入札の確保のための調査への協力を求められたときは、その求めに応じなければならない。

(入札)

第12条 入札参加者は、電子入札サービスの入札書に必要な事項を入力し、あらかじめ結果通知又は指名通知において示した入札締切日時までに提出しなければならない。

2 工事の請負の競争入札の場合において、入札参加者は積算内訳書を作成し、電子入札サービスに入札し、入札書と同時に提出しなければならない。

3 入札締切日時までに入札書を提出しなかった者は、入札に参加することができない。

(入札書の書換え等の禁止)

第13条 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の中止等)

第14条 入札参加者が連合し、不穏な行動をなす等、入札を公正に実施することができないと認められるときは、当該入札参加者を参加させずに入札を実施し、又は入札を中断若しくは中止とする。

2 次の各号のいずれかを理由として、入札の実施を中断又は中止とすることがある。

- (1) 災害、その他緊急事態が発生したとき。
- (2) 電子入札サービスにシステム障害が発生したとき。
- (3) 前項及び前2号のほか、やむを得ない事由があるとき。

(開札)

第15条 開札は、あらかじめ指定した日時及び場所において行う。

(入札の無効)

第16条 次の各号のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する資格がない者のした入札
- (2) 発注図書等を受領しない者のした入札
- (3) 定められた日時までに定められた入札保証金を納付しない者のした入札
- (4) 電子入札サービスの入札書が、入札締切日時までにシステムのサーバに到達していない入札
- (5) 工事の請負の競争入札の場合において、積算内訳書を指定日時までに提出しない者のした入札
- (6) 入札書の記載事項が不明なもの又は入札書に電磁的記録がないもの
- (7) 電子入札サービスの画面上に示された文字種、文字数、記入例その他の指定に従わないで入力した事項を含む入札
- (8) 電子入札サービスにおいて、入力が必要な項目を入力せず、又は不要な項目を入力した事項を含む入札
- (9) 明らかに連合によると認められる入札
- (10) 一定の金額で価格を表示していないもの
- (11) 電子入札サービスの不正利用及び電子証明書の不正使用により行った入札
- (12) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反した入札

(落札者)

第17条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、工事の請負の競争入札の場合においては、入札の添付資料とした積算内訳書の記載内

容を確認した後、落札者とする。この場合において、その者が提出した積算内訳書の記載内容の確認が得られないとき、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。なお、積算内訳書の記載内容については、契約上の効力は発生しない。

（最低制限価格を設けた場合の落札者）

第18条 工事の請負の競争入札の場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するために特に必要があると認めて、あらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

（再度入札）

第19条 開札において、各者の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（前条の規定により最低制限価格を設けた場合においては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札者がいないとき）は、直ちに再度入札を行う。

2 前項の再度入札の回数は、2回以内とする。

3 再度入札に参加できる者は、その前回の入札に参加した者のうち、当該入札が第16条の規定により無効とされなかった者及び再度入札において前回の最低価格未満の金額で入札した者並びに最低制限価格を設けたときの最低制限価格以上の価格で入札した者に限る。

4 再度入札に参加できる者が入札を辞退するときは、契約担当者等が指定した当該再度入札締切日時までに、電子入札サービスにより辞退届を提出するものとする。

5 前各項の規定にかかわらず、予定価格を事前に公表している場合においては、再度入札は行わない。

（再度入札の入札保証金）

第20条 前条の規定により再度入札を行う場合においては、初度の入札に対する入札保証金の納付（代用担保を含む。）をもって、再度の入札における入札保証金の納付があったものとみなす。

（くじによる落札者の決定）

第21条 落札となるべき最低価格の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者を落札予定者とし、当該落札予定者があらかじめ入札書に記入した「くじ番号」によりくじ引きを行い、落札者を決定する。

（入札結果の通知）

第22条 開札をした場合において、落札者があるときは、その者の氏名（法人の場合は、その名称）及び金額を落札者に、また、落札者がいないときはその旨を入札参加者に、電子入札サービスで知らせる。

（契約書等の提出）

第23条 落札者は、落札者となった旨の通知を受けた日から起算して7日以内に、契約担当者に対して契約書の提出（紙の契約書にあっては記名押印の上提出すること、契約内容を記録した電磁的記録による契約書にあっては確認同意すること。以下同じ。）を行わなければならない。

2 前項の期間は、市において必要があるときは、あらかじめ、指示するところにより伸縮することがある。

3 前2項の期間内に契約書の提出をしないときは、落札はその効力を失うことがある。
（契約の確定）

第24条 市長と落札者が契約書に記名押印したとき（契約内容を記録した電磁的記録を作成するときは、地方自治法第234条第5項の規定による総務省令で定める措置を講じたとき）に当該契約は確定する。

（入札保証金等の返還）

第25条 入札保証金（代用担保を含む。以下本条において同じ。）は、落札者に対しては契約保証金の納付後（契約保証金の納付に代えて担保が提供された場合においては当該担保の提供後）、その他の者に対しては落札者の決定後これを返還する。

2 前項の規定にかかわらず、契約保証金の全部を納めさせないこととした場合においては、契約の確定後に入札保証金を返還する。ただし、落札者以外の者に対しては、この限りでない。

（入札保証金に対する利息）

第26条 入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間に対する利息の支払を請求することができない。

（入札保証金の没収）

第27条 入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、当該落札者の納付に係る入札保証金（代用担保を含む。）は、市に帰属する。

（契約保証金）

第28条 落札者は、契約金額（単価による契約にあっては、契約単価に予定数量を乗じて得た額）の100分の10以上（地方自治法施行令第167条の10の2第2項の規定により落札者を決定した場合にあっては、100分の20以上）の契約保証金を、契約書の提出前に納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部の納付を要しない。

- (1) 落札者が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 落札者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 結果通知及び指名通知において、その全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。
- (4) 法令に基づく延納が認められている場合において、確実な担保が提供されたとき。

2 契約保証金の納付は、前項の規定によるほか、担保として公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証の提供をもってこれに代えることができる。この場合における担保の価値は、その保証する金額とする。

(契約保証金に代わる担保等についての入札保証金の規定の準用)

第29条 第6条、第8条及び第26条の規定は、契約保証金について準用する。この場合において、「入札締切日時」とあるのは「契約日」と、「銀行等の支払保証」とあるのは「銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の支払保証」とそれぞれ読み替えるものとする。

(契約保証金等の納付方法)

第30条 契約保証金は、市の発行する契約保証金納付書により、契約書の提出前に納付しなければならない。

(履行保証保険証券等の提出)

第31条 落札者は、市を被保険者とする履行保証保険契約又は工事履行保証契約を締結して契約保証金の全部又は一部を納付しないこととする場合においては、当該契約に係る履行保証保険証券又は工事履行保証証券を契約書の提出前に提出しなければならない。

(議会の議決を経なければならない契約)

第32条 次の各号に掲げる契約は、あらかじめ、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年武蔵村山市条例第1号）の定めるところにより武蔵村山市議会の議決に付し、可決された後に契約を確定させる。

- (1) 工事又は製造の請負で予定価格が1億5,000万円以上のもの
- (2) 動産の買入れ又は売払いで予定価格が2,000万円以上のもの

(前金払の対象)

第33条 公共工事の前金払は、入札条件として、当該工事等が前金払対象である旨を明示したものについて行う。

(前金払の率等)

第34条 前金払の率は、工事については契約金額の4割を超えない範囲（10万円未満の数は切り捨てる。）とし、設計、調査及び測量については契約金額の3割を超えない範囲（10万円未満の数は切り捨てる。）とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、前払金の最高限度額は工事については1億円とし、設計、調査及び測量については3,000万円とする。

(翌年度以降にわたる工事等の特例)

第35条 前払金は、翌年度以後にわたる工事等についても、初年度に支払うものとするが、債務負担行為等を伴う工事等については、前払金の全部又は一部を支払わず、翌年度開始以後に支払うことがある。

(前払金の請求)

第36条 前払金を請求しようとするときは、公共工事の前払金保証事業に関する法律第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社と当該工期を保証期間とする同法第2条第5項に規定する保証契約を締結し、その保証証書を市に提出しなければならない。

(前払金に関する特約条項)

第37条 第33条から第36条までに定めるもののほか、前金払については、入札条件及び特約条項に定めるところによる。

(中間前金払の対象)

第38条 公共工事の中間前金払の対象は、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第3条第2項で定める中間前金払をすることができる工事のうち、前金払を行った土木工事、建築工事及び設備工事とする。

(中間前金払の率等)

第39条 中間前金払の率は、契約金額の2割を超えない範囲（10万円未満の数は切り捨てる。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、中間前払金の最高限度額は5,000万円とする。

(前金払に関する規定の準用)

第40条 第35条から第37条までの規定は、中間前金払について準用する。この場合において、「前金払」とあるのは「中間前金払」と読み替えるものとする。

第3章 工事履行上の留意事項

(建設労働者の福祉向上)

第41条 建設労働者の福祉の向上を図るため、落札者は次の事項について適切な対応をとること。

- (1) 競争入札の結果、請負金額が2,000万円以上となった場合には、契約締結後速やかに総務契約課へ別に定める建設業退職金共済証紙・退職金ポイント購入状況報告書を提出すること。また、工事が完了したときは、別に定める建設業退職金共済証紙・退職金ポイント購入状況報告書（追加分）兼使用状況報告書を速やかに提出すること。
- (2) 工事現場に建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識を掲示すること。
- (3) 前2号の事項を行えないときには、その理由を記した届出書を提出すること。
- (4) 請負金額2,000万円未満の工事については、建設業退職金共済制度の趣旨を理解のうえ自主的に対応するとともに、下請負人にも指導のうえ普及促進に努めること。

(市内中小企業の育成)

第42条 落札者は、市内の中小企業の育成のため次の事項について適切な対応をとること。

- (1) 下請負人を使用する場合は、その経営状況、技術能力等を総合的に判断したうえで、可能な範囲で市内の優良な中小企業を活用すること。
- (2) 下請負契約締結に当たっては、平成3年に建設省が定めた「建設産業における生産システム合理化指針」を遵守し、適正かつ合理的な元請・下請関係の維持に努めること。
- (3) 工事関係資器材については、可能な範囲で市内の中小企業から購入すること。

(下請負人の保護等)

第43条 落札者は、建設業法等関係諸法令を遵守するとともに、「建設産業における生産システム合理化指針」の趣旨を踏まえ、次の事項について十分留意のうえ施工すること。

- (1) 下請負契約の適正化について

ア 元請負人は、工事の一部を下請負人により施工する場合は、優良な下請負人等（建設労働者、資材業者、機械器具業者を含む。以下同じ。）を選定し、対等な立場で十分協議のうえ、建設業法（昭和24年法律第100号）第19条第1項各号に掲げる事項等を記載した書面により契約を締結することによって、下請負契約等の適正化を図

るとともに下請負人による工事の適正な施工を確保すること。

また、元請負人は、これら下請負契約の事項を遵守することはもとより、下請負人等がさらにその下請負人等と下請負契約等を締結する場合も、必ず書面により契約を締結するようその責任において指導すること。

イ 元請負人は、取引上の地位を利用して、下請工事等を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額で下請負契約等を締結しないこと。また、下請負契約等の締結後、正当な理由がないのに、下請負代金等の額を減じないこと。

ウ 元請負人は、下請負契約の締結後、取引上の地位を利用して、注文した建設工事に使用する資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを下請負人等に購入させてその利益を害しないこと。

(2) 代金支払等の適正化について

元請負人は、建設業法第24条の3の規定及び次の事項を遵守すること。

ア 請負代金の支払は、請求書提出締切日から支払日（手形の場合は手形振出日）までの期間をできる限り短くすること。

イ 請負代金の支払は、できる限り現金払とし、現金払と手形払を併用する場合であっても、支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当分については、現金払とすること。

ウ 手形期間は、120日以内で、できる限り短い期間とすること。

エ 前払金の支払を受けたときは、制度の趣旨を踏まえ、速やかに下請負人に対して資材の購入等建設工事の着手に必要な費用を前払金として現金で支払うこと。

オ 下請負人に、建設工事に必要な資材を元請負人から購入させる場合は、正当な理由なく、その建設工事の請負代金の支払期日前に、資材の代金を支払わせないこと。

(3) 適正な技術者の配置等について

ア 元請負人は、建設業法第26条の規定に基づき主任技術者等（同条第2項の規定に該当する場合は監理技術者とし、同条第3項本文の規定に該当する場合は専任の主任技術者又は専任の監理技術者とする。ただし、工事が同条第5項の規定にも該当する場合は、監理技術者資格証の交付を受けた専任の監理技術者（同条3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者を含む。）とする。）を配置し、適正な施工を確保すること。

イ 主任技術者等は、元請負人と直接的かつ恒常的な雇用関係にあつて、適正な資格と技術力等を有する者でなければならない。また、専任で配置する者については、工事現場において工事期間中継続的に専らその職務に従事させなければならない。

ウ 特定建設業者が、市から直接一定金額以上の建設工事を請け負った場合、建設工事の適正な施工を確保するため、下請負人に関する内容等を記載した施工体制台帳及び施工分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事現場ごとに備え置くこと。

(4) 契約約款等の遵守及び工事事故の防止等について

施工にあたっては、市の契約約款に定める条項を遵守することはもとより、建設業法等関係法令の規定に抵触することのないよう十分留意するとともに、常に無事故、無災害を念頭に現場の安全管理を徹底し、作業員全員の安全意識の高揚に努めること。

(5) 建設労働者の雇用条件等の改善について

元請負人は、建設労働者の労働時間等労働条件について労働基準法の規定を遵守することはもとより、雇用・労働条件の改善、安全・衛生の確保、技術・技能の向上及び福利厚生施設の整備等に努めるなど労働環境の改善に十分留意すること。

また、元請負人は、当該工事について下請負人と下請負契約を締結して施工するとき、又は下請負人がさらにその下請負人と下請負契約を締結して施工するときは、上記事項について必要な指導、助言その他の援助を行うこと。

なお、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に違反した外国人を就労させることのないよう適正な雇用管理に努めること。

附 則

この心得は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

この心得は、令和8年8月17日から施行する。